

旭川開発建設部 旭川河川事務所長 殿

伐採者 (住所)
(氏名又は代表者名)
(電話番号)

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(作業時間) : ~ :

【作業日】

【作業者】

< 遵守する事項 >

【安全対策等】

- < 作業時服装 > ・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- < 大雨・強風 > ・天気予報等を確認し、大雨（雪）注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
- < 資機材管理 > ・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
- < 隣接者調整 > ・他の作業車の支障とならないよう搬出通路にはトラック等は駐車しない。
 - ・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
 - ・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。
 - ・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。
- < 有事対応 > ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携帯するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
 - ・消防署、警察、病院、河川事務所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - ・事故（ケガを含む）発生時には河川事務所に必ず連絡する。
- < 法令遵守 > ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。（差し枠、はみ出し禁止）
- < 坂路監理 > ・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。

- <その他>
- ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)
作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が
起こらないようにする。
 - ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。
 - ・禁止事項・留意事項については、事務所担当者の指示に従うこと。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上